

# 常滑市農業集落排水事業經營戰略

(令和7年度～令和16年度)

令和7年3月

常滑市建設部下水道課

# 目 次

---

1. 経営戦略について.....	1
(1) 経営戦略とは .....	1
(2) 経営戦略改定の経緯 .....	1
(3) 常滑市における経営戦略.....	1
2. 農業集落排水事業の役割.....	2
3. 農業集落排水事業の現状.....	3
(1) 農業集落排水事業の概要.....	3
(2) 農業集落排水事業の区域.....	4
(3) 農業集落排水事業経営に係る状況.....	5
① 農業集落排水事業の整備.....	5
② 人口.....	6
③ 有収水量と使用料収入.....	8
④ 施設の老朽化.....	9
⑤ 経営指標.....	10
4. 農業集落排水事業の課題.....	12
5. 経営の基本方針 .....	16
6. 経営基盤強化への取組.....	17
7. 財政収支の見通し.....	20
(1) 使用料収入 .....	20
(2) 建設改良費 .....	20
(3) 一般会計繰入金 .....	21
(4) その他 .....	21
8. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項.....	22
(1) 事後検証、改定等に関する事項.....	22
(2) モニタリング指標の設定.....	23
(3) 経費回収率の向上に向けたロードマップ.....	25

# 1. 経営戦略について

---

## (1) 経営戦略とは

農業集落排水事業は、生活環境及び自然環境を守るための基盤施設です。

しかしながら、農業集落排水事業は、今後の人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設の老朽化に伴う更新需要の増大、自然災害に備えた強靱化に伴う投資費用の増大等により、将来、使用料収入が減少し投資費用が増加することが想定されることから、経営環境が厳しい状況に向かっていると考えられます。

経営戦略とは、将来の投資と財源を財政収支により予測し、改善すべきポイントを把握することによって、その対策を立案し、実施すべき取り組みを推進することで、持続的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を目指すものです。

## (2) 経営戦略改定の経緯

平成 26 年 8 月に総務省より通知された「公営企業の経営に当たっての留意事項について」において、公営企業の経営健全化等の取り組みの一つとして経営戦略を策定することが求められました。

また、令和 4 年 1 月には「経営戦略の改定推進について」において、令和 7 年度までに経営戦略の見直し率を 100%とすることとされています。

なお、経営戦略は、3 年から 5 年ごとに見直し、P D C A サイクル<sup>\*</sup>を働かせることが必要とされています。

## (3) 常滑市における経営戦略

常滑市では、農業集落排水事業の施設である管渠や処理場は、整備が完了していますので、それらの機能を保持するため、適切な維持管理を持続していく必要があります。

また、昭和 61 年度より供用開始していることから、各施設については老朽化しており、宮石地区については令和 2 年度に公共下水道への編入をするとともに、他の地区においては順次施設の更新化事業を進めています。

このような状況の中、常滑市は農業集落排水事業の経営基盤をより強固なものにするため、平成 28 年度に経営戦略を策定し、令和 2 年 3 月に企業会計の導入に合わせて改定を行いました。前回の改定から 5 年を迎えるにあたり、建設改良費、維持管理費、委託費、動力費等に物価上昇を反映した、経営戦略の見直しを行うものであります。

計画期間は、中期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるよう**令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間**とします。

<sup>\*</sup>P D C A サイクル Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)を繰り返し、改善していく手法

## 2. 農業集落排水事業の役割

---

農業集落排水事業は、次のような目的を持って建設、維持すべき農業集落の基盤となる施設です。

- (1) 生活環境の改善                      トイレの水洗化を進めることで快適な生活環境を創出します。
  
- (2) 公共用水域の水質保全              河川、海等の公共用水域に未処理の汚水を排水すると、自然環境の破壊につながる恐れがあります。農業集落排水事業は処理場で汚水を浄化し、良好な水質を保全します。
  
- (3) 衛生的な環境を維持                家庭や事業所の汚れた排水（汚水）や、し尿等を適切に排除しなければ、伝染病が広がりやすい不衛生な状況となります。農業集落排水事業は汚水を排除することでこれを防ぎます。

### 3. 農業集落排水事業の現状

#### (1) 農業集落排水事業の概要

令和5年度末の常滑市農業集落排水事業の概要は、表-1のとおりです。

表-1 常滑市農業集落排水事業の概要（令和5年度末現在）

項目	内容	説明等	
事業着手	昭和55年度	事業採択を受け、汚水処理事業に着手した年度（宮石地区から順次着手）	
整備面積	262ha	農業集落排水施設が使用できる区域の面積	
整備率	100%	整備完了	
農業集落排水施設を使用できる人口	5,519人	汚水管渠を整備した区域内の人口（整備人口）ただし、接続を希望しなかった世帯を除く	
農業集落排水施設を実際に使用している人口	4,896人	汚水管渠に接続した人口（水洗化人口）	
水洗化率	88.7%	$\frac{\text{農業集落排水施設を実際に使用している人口}}{\text{農業集落排水施設を使用できる人口}} \times 100$	
主要な施設*	汚水管渠	延長 約 63km	
	処理場	矢田地区	矢田クリーンセンター
		久米地区	久米クリーンセンター
		前山地区	前山クリーンセンター
		桧原地区	桧原クリーンセンター
		小鈴谷地区	小鈴谷浄化センター
		広目地区	広目集落排水処理場
		坂井地区	坂井集落排水処理場

※ 主要な施設の働き

汚水管渠 各家庭や事業所の汚水を集め、処理場まで流します。  
 処理場 汚水管渠で集めた汚水を浄化して、河川等に放流します。

## (2) 農業集落排水事業の区域

農業集落排水事業の整備区域を図-1 に示します。



図-1 農業集落排水事業の整備区域

### (3) 農業集落排水事業経営に係る状況

#### ① 農業集落排水事業の整備

農業集落排水事業の整備は、昭和 55 年度に宮石地区に着手して以降、表-2 に示すとおり、整備を進めてきました。平成 16 年度の桧原地区の整備完了により全区域で整備済みとなっています。よって、令和 5 年度末現在の整備率は、100%となっています。

各地区の処理場の供用開始時期を表-3 に示します。

表-2 整備の状況

地区名	整備面積	整備期間	整備状況
矢田地区	47 ha	平成元年度～平成 8 年度	完了
久米地区	52 ha	平成 10 年度～平成 15 年度	完了
前山地区	67 ha	平成 4 年度～平成 9 年度	完了
宮石地区	24 ha	昭和 55 年度～昭和 61 年度	公共下水道 ～編入済
桧原地区	44 ha	平成 11 年度～平成 16 年度	完了
小鈴谷地区	23 ha	平成 2 年度～平成 8 年度	完了
広目地区	7 ha	昭和 60 年度～昭和 62 年度	完了
坂井地区	22 ha	昭和 59 年度～昭和 62 年度	完了
合 計	262 ha (※宮石地区除く)	昭和 55 年度～平成 16 年度	完了

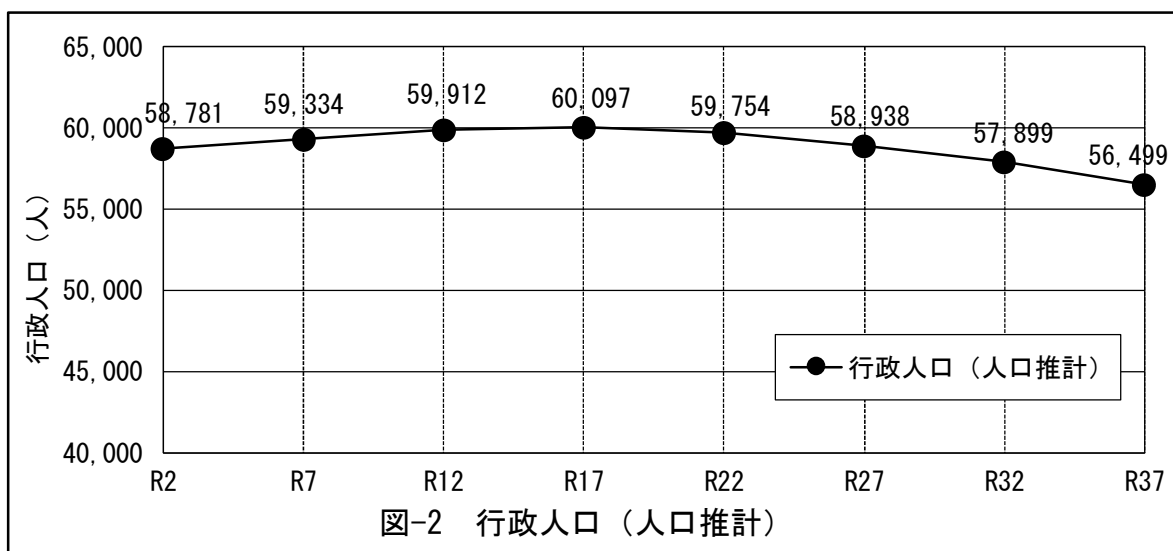
表-3 処理場の供用開始時期

地区名	施設名称	供用開始年度	備 考
矢田地区	矢田クリーンセンター	平成 6 年度	
久米地区	久米クリーンセンター	平成 16 年度	
前山地区	前山クリーンセンター	平成 9 年度	
宮石地区	宮石集落排水処理場	昭和 61 年度	公共下水道 ～編入済
桧原地区	桧原クリーンセンター	平成 17 年度	
小鈴谷地区	小鈴谷浄化センター	平成 6 年度	
広目地区	広目集落排水処理場	昭和 63 年度	
坂井地区	坂井集落排水処理場	昭和 63 年度	

## ② 人口

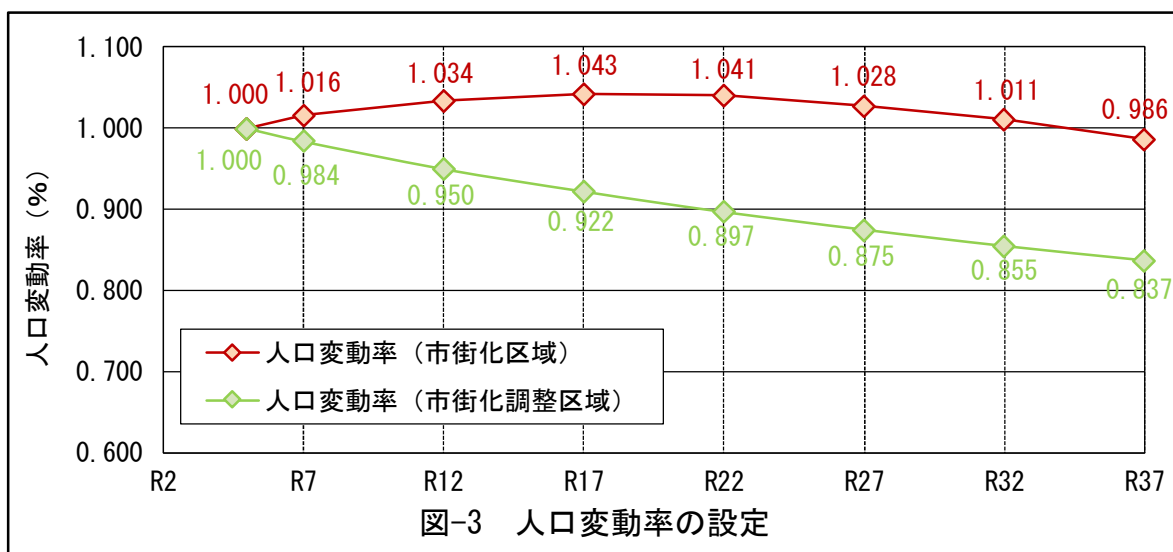
常滑市では、将来の行政人口を図-2 のとおり推計しています。

令和4年4月に策定した「第6次常滑市総合計画」における人口ビジョンの推計値(人口推計)では、令和17年度まで人口増加を予測していますが、それ以降は減少に転じるとしています。



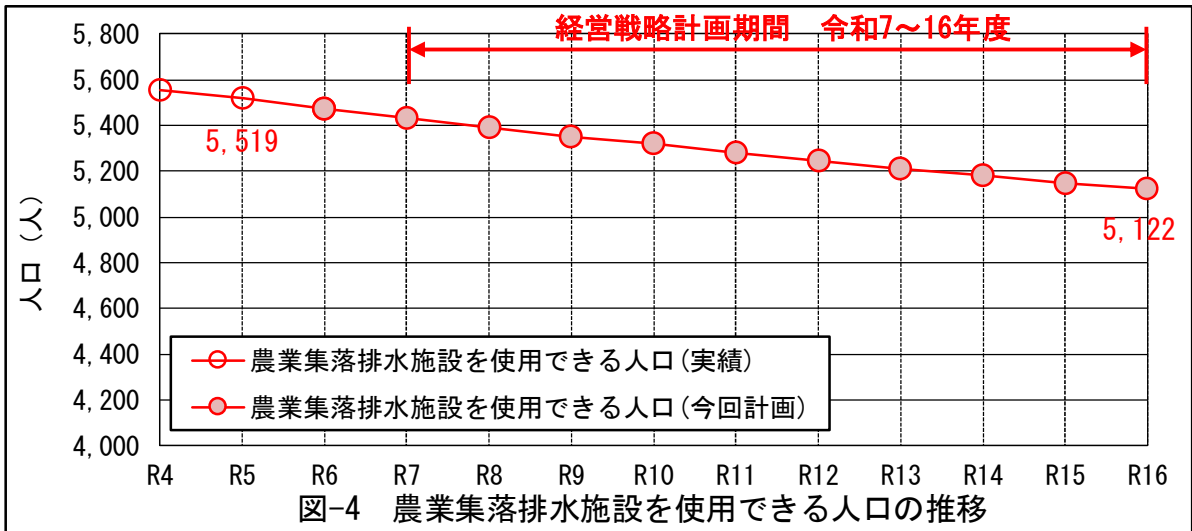
出典：「第6次常滑市総合計画 (令和4年4月)」

図-2の行政人口推計値は、常滑市全体の増減傾向を示すものとなりますが、公共下水道事業の区域である市街化区域と、農業集落排水事業の区域である市街化調整区域で増減傾向が異なるため、それぞれに分けて人口変動率を図-3のとおり設定しました。





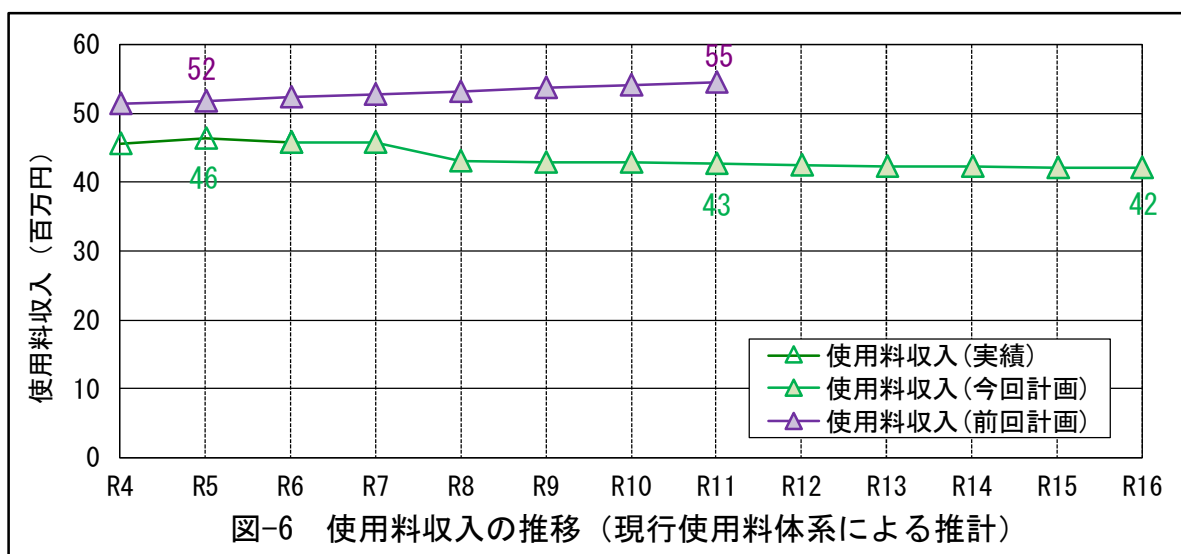
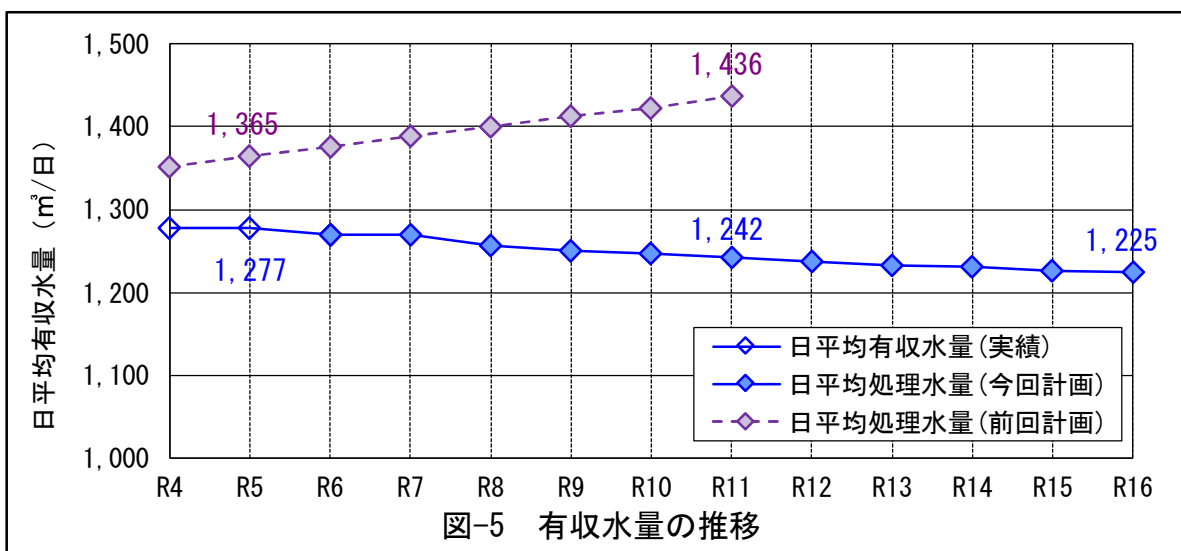
農業集落排水施設を使用できる人口は、令和5年度末現在の農業集落排水施設を使用できる人口に、前ページの市街化調整区域の人口増減率を乗じて推計しました。その結果は、図-4に示すとおり、年々減少していく推移となります。



### ③ 有収水量と使用料収入

使用料の対象となる有収水量<sup>※1</sup>は、農業集落排水施設を使用できる人口と同様に図-5のとおり年々減少していく推移となります。

また、令和5年度決算における使用料単価の実績に有収水量を乗じて使用料収入を推計すると、図-6に示すとおりです。有収水量の推移と同じく、年々減少していく推移となります。



節水意識の向上や農業集落排水施設を使用できる人口の減少等によって、有収水量及び使用料収入ともに前回計画に比べて減少する推計となります。

使用料収入は、維持管理費等の財源として農業集落排水事業経営の大きな基盤であることから、適正な使用料収入の確保を図る必要があります。

※1 有収水量 水道メーター値等で把握し、使用料の対象となる水量をいいます。

#### ④ 施設の老朽化

農業集落排水処理場は、古い施設で供用開始後、約 35 年が経過しており、今後、ストックマネジメント手法<sup>※2</sup>を踏まえた計画的な最適整備構想<sup>※3</sup>を実施していく必要があります。

※2 スtockマネジメント手法 既存の施設や設備を有効に活用し、優先順位を設定した上で、長寿命化対策と予算の平準化を図る手法です。

※3 最適整備構想 中長期的な維持管理・修繕等の経費の縮減や予算の平準化を目的に、機能や性能を維持しつつ、施設や設備を長寿命化（延命化）する対策です。

## ⑤ 経営指標

農業集落排水事業経営の現状を把握するために用いられる経営指標には、以下のものがあります。

なお、計算にあたって使用する使用料収入及び維持管理費には消費税等は含んでいません。

ア) 水洗化率	$\frac{\text{農業集落排水施設を実際に使用している人口}}{\text{農業集落排水施設を使用できる人口}} \times 100$ <p>農業集落排水施設が整備された地域での農業集落排水施設の利用率の指標です。</p>
イ) 使用料単価	$\frac{\text{1年間の使用料収入}}{\text{1年間の有収水量}}$ <p>有収水量 1 m<sup>3</sup>あたりの使用料収入。 総務省は使用料単価について 150 円/m<sup>3</sup>を経営努力により確保すべき最低限の水準<sup>※1</sup>としています。</p>
ウ) 汚水処理原価	$\frac{\text{1年間の汚水処理費（維持管理費＋減価償却費※2）}}{\text{1年間の有収水量}}$ <p>（長期前受金の償却額は除く）＋償還利子額</p>
エ) 汚水処理原価 （公費負担分を除く）	上記の汚水処理費より、公費負担分 <sup>※3</sup> を除いて、有収水量 1 m <sup>3</sup> あたりの額を示します。
オ) 経費回収率	$\frac{\text{使用料単価}}{\text{汚水処理原価（公費負担分除く）}} \times 100$

※1 総務省は平成 26 年 8 月 26 日付「公営企業の経営に当たっての留意事項について」において「下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月 3,000 円/20 m<sup>3</sup>を前提として行われていることに留意すること。」としています。

※2： 減価償却費 減価償却とは、構築物、機械器具等、時間の経過等によってその価値が減少する資産（償却資産）について、その取得に要した金額を一定の方法によって各事業年度の費用として配分する手続きです。  
償却資産の取得に伴い交付される国庫補助金、一般会計繰入金等を長期前受金として計上し、減価償却費に併せて長期前受金戻入（長期前受金の償却額）として各事業年度で収益化します。

※3： 公費負担分 総務省から公表されている公営企業に対する一般会計が負担すべき経費です。一例として、分流式下水道等に要する経費の繰出し基準は、分流式の公共下水道ならびに農業集落排水施設に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額です。

農業集落排水事業の経営指標の実績を表-4 に示します。

表-4 農業集落排水事業の経営指標実績

経営指標			R3年度	R4年度	R5年度	近隣団体 R4年度	類似団体 R4年度
施設の効率性	水洗化率	%	88.1	88.4	88.7	89.7	91.2
経営の効率性	使用料単価	円/m <sup>3</sup>	98.3	97.9	99.2	139.9	136.4
	汚水処理原価	円/m <sup>3</sup>	154.1	163.7	183.4	1,314.3	415.2
	汚水処理原価 (公費負担分を除く)	円/m <sup>3</sup>	150.0	150.0	150.0	732.5	269.9
	経費回収率	%	65.5	65.3	66.2	16.2	58.4

※近隣団体：美浜町

※類似団体：東海3県に位置し、供用開始後年が同等で、地方公営企業法を適用している13団体  
(愛知県豊橋市、愛知県西尾市、愛知県田原市、愛知県みよし市、愛知県長久手市、  
三重県名張市、三重県いなべ市、三重県伊賀市、岐阜県高山市、岐阜県関市、  
岐阜県海津市、岐阜県坂祝町、岐阜県富加町)

上の実績を踏まえ、現状の経営指標の評価を表-5 に示します。

表-5 現状の経営指標の評価

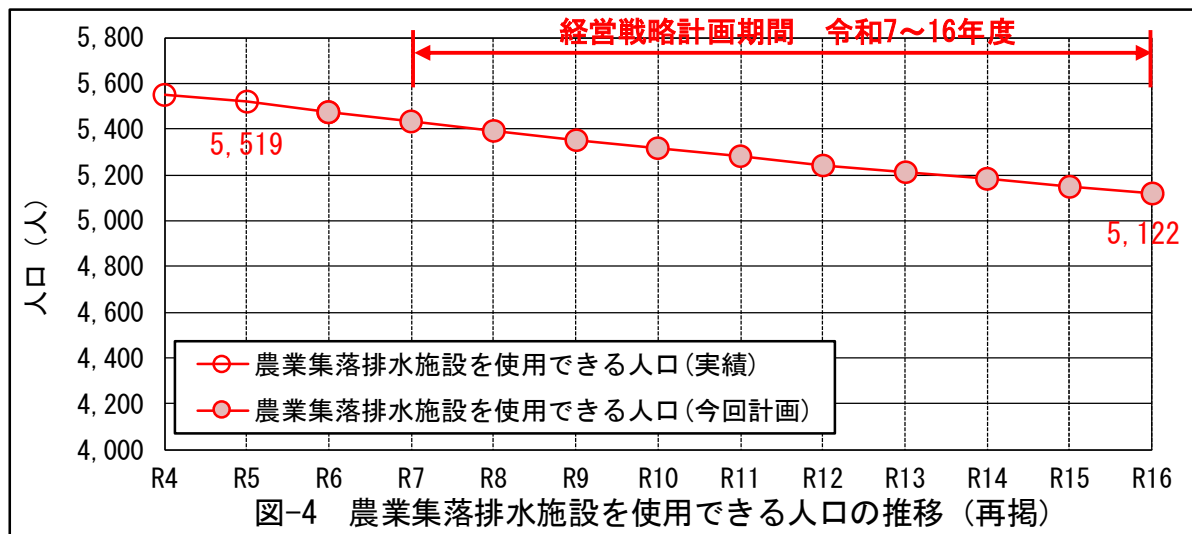
経営指標	評価
水洗化率	近隣団体、類似団体を下回っており、使用料収入の確保の観点から、向上を図る必要があります。
使用料単価	総務省の示す150円/m <sup>3</sup> の確保はできていません。改善の必要があります。
汚水処理原価	電気料や物価の上昇による変動が大きい状況です。類似団体よりも低い値に抑えられていますが、引き続き経費の節減に努める必要があります。
経費回収率	100%未満となっており、使用料で回収すべき経費を使用料で賄えていない状況であるため、収支の改善を図る必要があります。

## 4. 農業集落排水事業の課題

本市の農業集落排水事業の現状を踏まえ、課題を抽出します。

### 課題1 急激な人口減少等に伴うサービス需要の減少

本市の農業集落排水施設を使用できる人口は、図-4の再掲のとおり、将来的にも人口減少が見込まれ、使用料の対象となる有収水量の減少が課題となります。

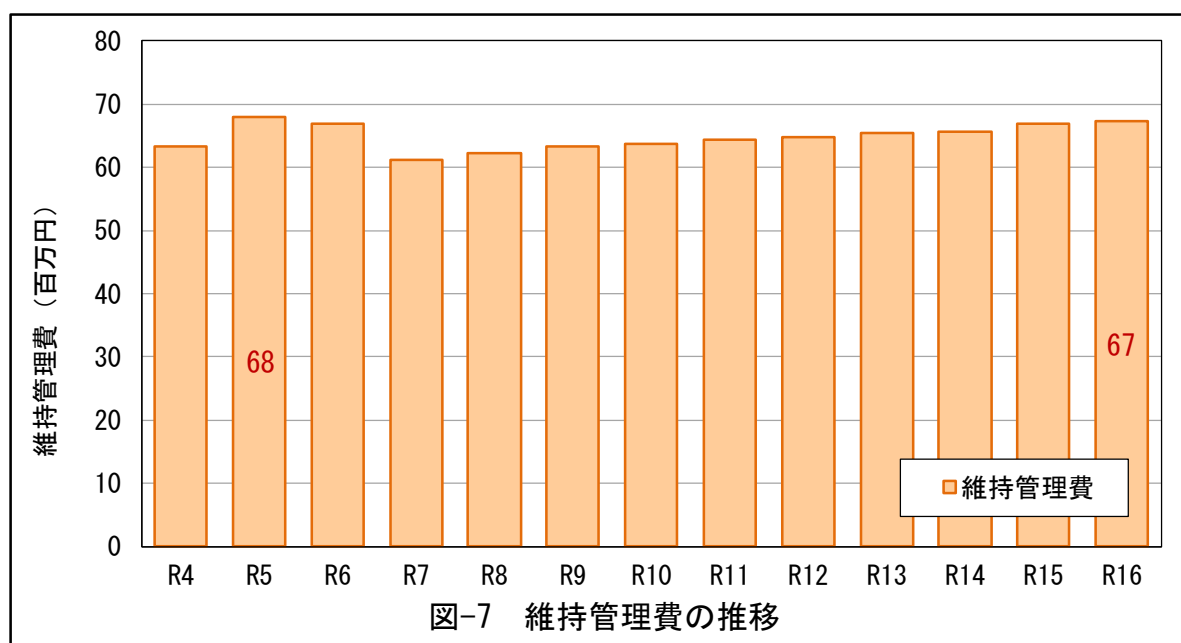


## 課題2 施設の老朽化に伴う維持管理費の抑制等

図-7 に過年度の維持管理費の実績から推計した維持管理費に物価上昇を見込んだ推移を示します。

広目集落排水処理場と坂井集落排水処理場の改築更新事業が完了し、現在は矢田クリーンセンターの更新化を進めています。

他の処理場についても段階的に更新を進めますが、管渠等を含め、老朽化による修理・更新の費用が増大し、維持管理費は徐々に増加します。



### 課題3 適正な使用料収入の確保

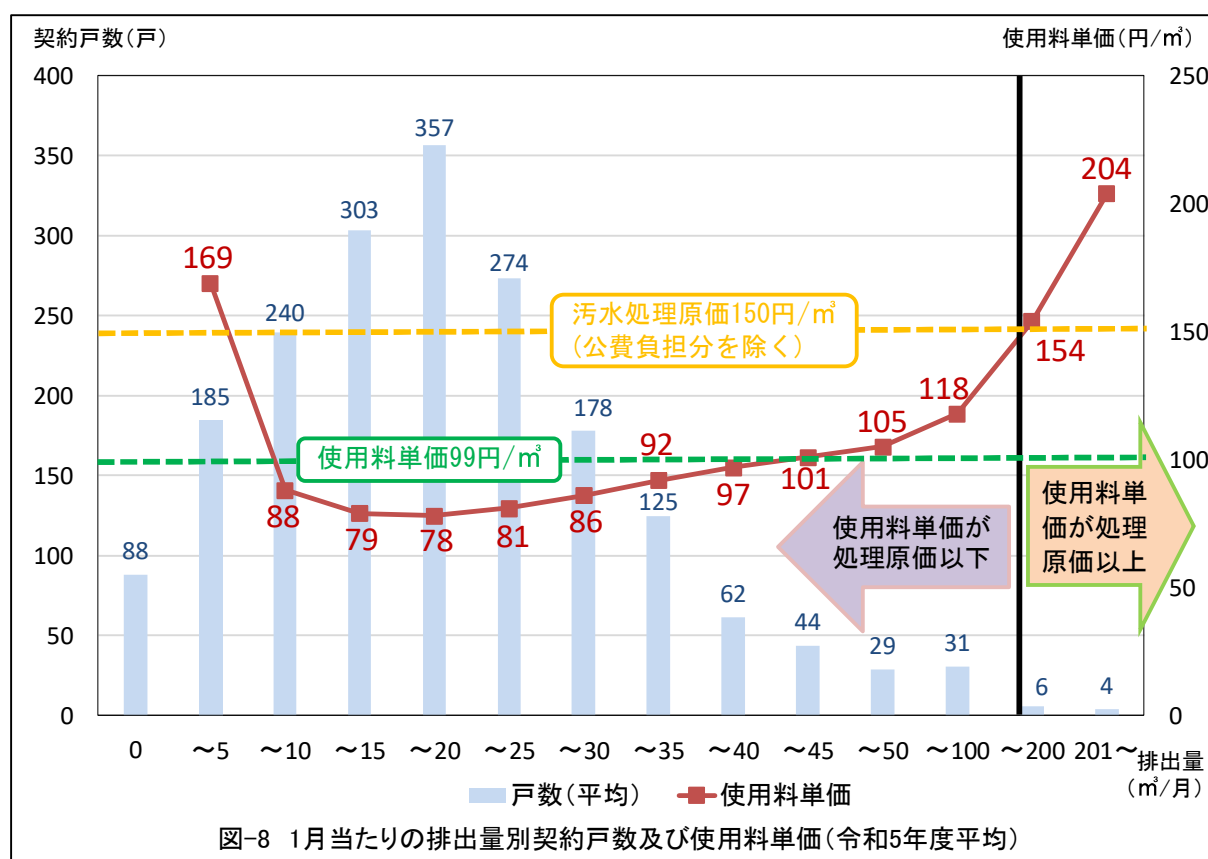
本市の使用料体系は、基本使用料を一律徴収し、汚水の排出量に応じて超過使用料が加算されるシステム（累進使用料制）を採用しています。

令和5年度の使用料単価は約99円/m<sup>3</sup>で汚水処理原価（公費負担分を除く）の150円/m<sup>3</sup>を下回っており、使用料で処理費を賄えていない状況にあります。現状は事業活動に必要な費用を一般会計からの繰入金に依存している状況です。

図-9は、排出量別契約戸数及び使用料単価を示しています。汚水処理原価（公費負担分を除く）を使用料単価が上回る契約戸数は、全体の0.5%未満となっています。また、公共下水道事業と同様に、一般家庭相当の排水区分では使用料単価が汚水処理原価（公費負担分を除く）の約6割前後となっており、全体に占める割合が多い状況にあります。

また、農業集落排水施設に接続しているが排出量のない使用者（空き家と思われる建物）の割合は公共下水道と比較して大きく、今後も増加するものと見込まれます。

持続可能な農業集落排水事業を提供するためには、公共下水道事業の利用者との公平性等を踏まえて、使用料収入を確保することが課題となります。





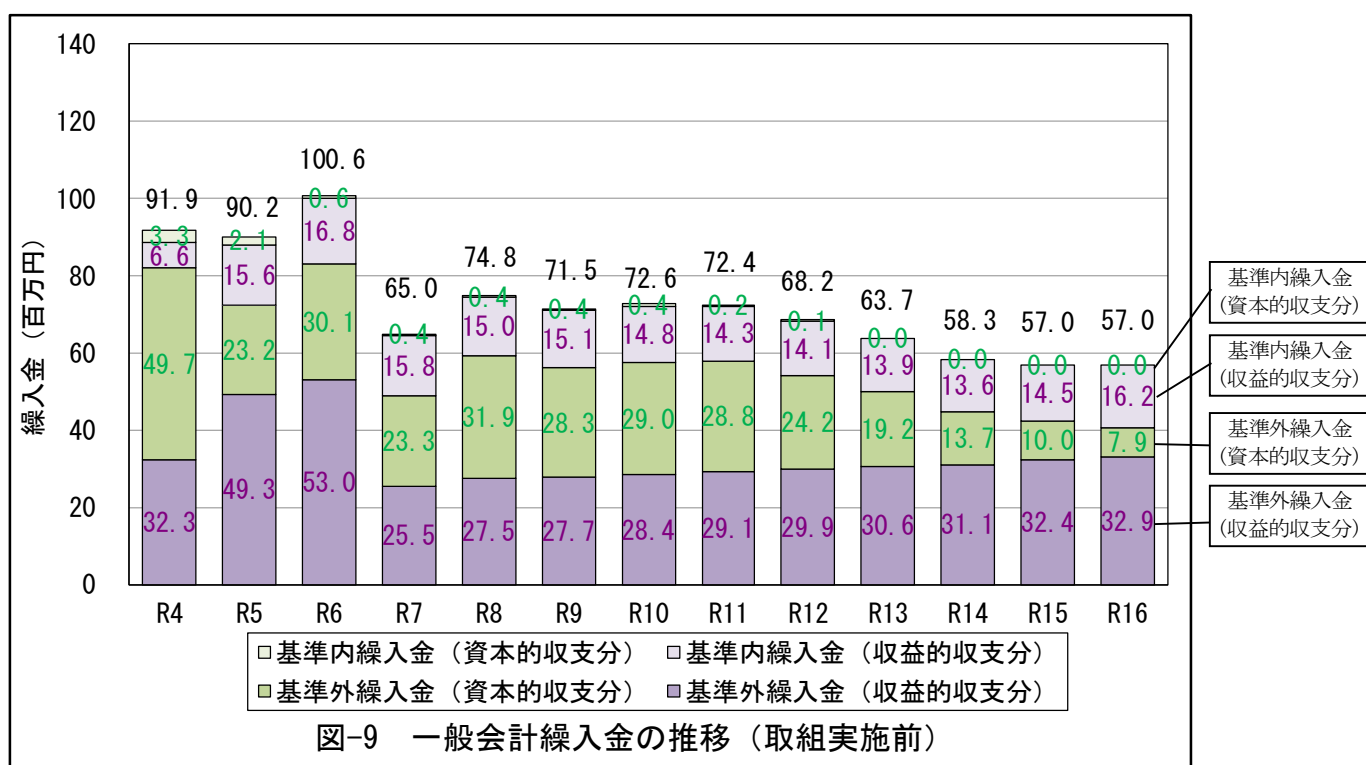
## 課題4 一般会計からの繰入金の抑制

本来、公営企業は、独立採算制の原則に基づき事業活動の費用は一般会計からの財源に依存することなく、事業の運営に伴う収入（使用料収入等）によって賄うこととされています。一方で、これを前提としながらも、農業集落排水事業が果たす環境等に対する公的便益を踏まえ、使用料で賄うことができない汚水処理経費を一般会計が負担すべき経費（基準内繰入金）として総務省が繰出基準を定められています。

しかし、本市の経営状況は、この基準内繰入金を充ててもなお超過する支出（基準外繰入金）が発生している状況であります。

図-9は、基準内と基準外に分けた一般会計繰入金の推移を示しています。経営戦略の計画期間中は0.5億円から1.0億円前後の額で推移すると予測され、基準外繰入金占める割合が大きい状況にあります。

特に収益的収支分の基準外繰入金は、独立採算制の原則及び受益者負担の観点から少なくなるのが望ましく、当市の財政運営にも影響を与える事項であることから、抑制していく必要があります。



※資本的収支：企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良、及び建設改良に係る企業債償還金等の支出と、その財源となる収入

※収益的収支：一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益とそれに対応する全ての費用

## 課題5 急激な経営環境の変化に対応する下水道事業経営の実施

---

コロナ禍やウクライナ情勢、金融政策等の社会情勢の変化により、農業集落排水事業を取り巻く経営環境は急速に厳しさを増しています。

労働者人口の減少や、物価上昇など急激な経営環境の変化に対応した下水道経営を行っていく必要があります。

## 課題6 人材育成

---

技術者の高齢化により、培われた知識、技術の継承が全国で問題となっています。また、下水道事業経営の改善、情報化社会への対応、下水道新技術への対応等、新たな知識・技術の習得も行っていかななくてはなりません。

本市においても例外ではなく、より効率的に業務を行うため、人材育成が課題となります。

このことは、委託先等の関連事業者を含めた下水道事業全体の課題として考えていく必要があります。

## 5. 経営の基本方針

---

農業集落排水事業は生活環境の改善、公共用水域の水質保全、衛生的な環境を維持するための重要な基盤施設であることから、これらのサービスを持続的かつ安定的に提供することが求められています。

このため、「**農業集落排水事業を持続的、かつ安定的に提供するための経営基盤を強化する**」を基本方針とします。

## 6. 経営基盤強化への取組

農業集落排水事業の課題と基本方針を踏まえ、表-6の取組みを実施することにより、経営の健全化に努めます。また、表-7の取組みについては、投資計画等に未反映の取組みとなりますが、今後実施を検討していきます。

表-6 経営基盤強化への取組項目

区分	取組区分	取組項目	取組内容	実施年度
収益的収支の改善	収入増加	使用料の改定	本経営戦略の結果を踏まえ、経費回収率が100%未満、使用料単価が汚水処理原価（公費負担分を除く）未満であることから、公共下水道事業の利用者との公平性等を踏まえて、使用料を改定します。	公共下水道事業と同時
		水洗化率の向上	農業集落排水事業の未接続者には、農業集落排水事業の成り立ちを踏まえ、早期の接続を行うよう継続的に訪宅活動を実施します。	令和7～ 令和16
			実施可能な農業集落排水施設への接続のためのサポート内容を整理し、市民の利便性の向上を図ります。	令和7～ 令和16
			広報とこなめ、市ホームページ、CATV等の媒体を積極的に活用し、広報・PR活動を強化します。	令和7～ 令和16
	支出削減	経費の節減	より一層、農業集落排水事業の一般管理費（事務用品、消耗品等）の節減を進めるよう検討し、実施します。	令和7～ 令和16
		口座振替の促進	事務効率化のため、口座振替による使用料及び納付を促進します。また、納付書払いにおける費用負担の考え方について、調査・研究を行います。	令和7～ 令和16
資本的収支の改善	支出削減	最適整備構想の実施	最適整備構想により農業集落排水施設の延命化等の優先順位、対策費の平準化等を計画し、農業集落排水機能の効率的な持続を図ります。	令和7～ 令和16
		建設コスト縮減	施設の改築更新の際に、建設改良費を削減できるコスト縮減技術の導入を検討します。	令和7～ 令和16
		設計等委託方法の適正化	業務内容を把握し、必要作業を絞った仕様書を作成する等、委託費の適正化に努めます。	令和7～ 令和16
共通事項	収入増加 支出削減	人材育成	知識・技術の継承と習得を行うため、また、コスト縮減の意識と質の高い営業が行えるよう、研修に参加し、人材育成します。	令和7～ 令和16
		周辺自治体との情報交換	周辺自治体と経営に関する情報交換を継続して実施します。	令和7～ 令和16

表-7 未反映の取組や今後検討予定の取組項目

区 分	取組区分	取組項目	取組内容
収益的収支の改善	支出削減	不明水対策及び維持管理費縮減	管渠の点検・調査を実施することで不明水の削減を図り、維持管理費の支出抑制を図ります。
共通事項	支出削減	広域化・共同化	愛知県は国の要請に基づき、市町村の枠を超えた下水道施設の広域化・共同化の検討に着手しており、本市も広域化・共同化の実現に向け検討（ハード対策及びソフト対策）を行い、実現性のあるものに着手していきます。
		民間活用	民間活力の活用については、現状の委託形態を更に進めたウォータ PPP、PFI 等について他団体の動向を注視しながら、調査、研究、情報収集に努めます。
		ダウンサイジング	処理場での施設の改築更新を実施する際に、施設のダウンサイジング（小型化）が可能か検討し、建設改良費及び維持管理費のコスト削減に努めます。
		新技術の導入	処理場等での設備の新設、改築更新を実施する際は、維持管理費のコスト削減に優れた新技術の導入を検討し、設計に反映します。
		DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進	ICT や AI 等のデジタル技術を活用について他団体の動向を注視しながら、調査、研究、情報収集に努めます。

## ◎重点となる取組項目：使用料の改定

## (収益的収支の改善)

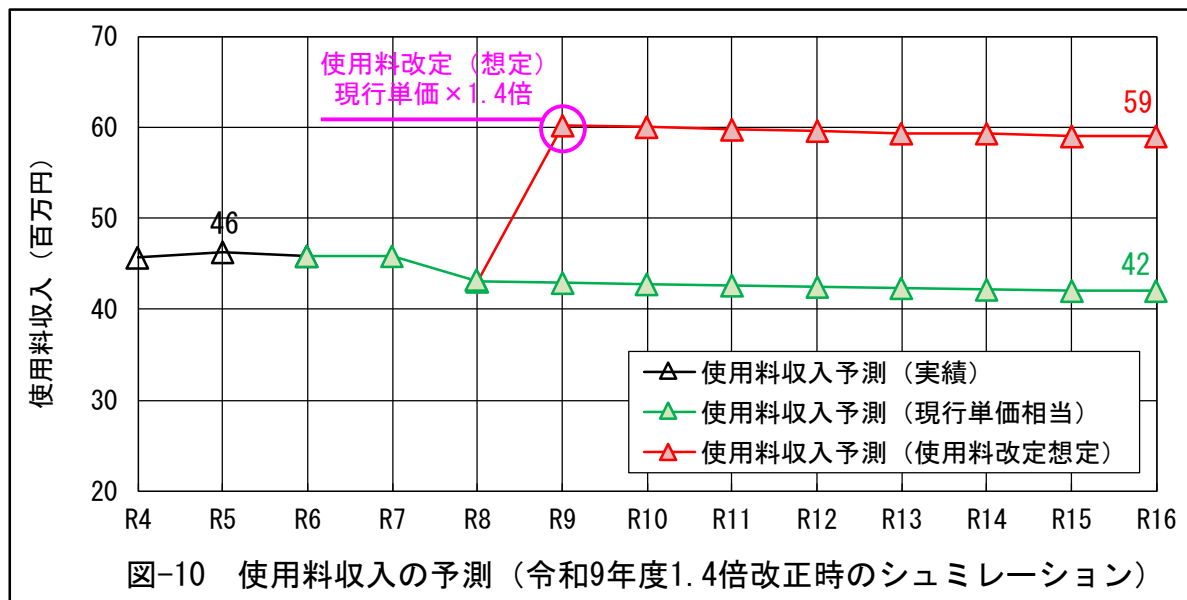
本市の経費回収率は 100%未満であり、現在の使用料単価が汚水処理原価（公費負担分を除く）を下回っており、事業活動に必要な費用を一般会計からの繰入金に依存している状況です。

このことから、本経営戦略における重点となる取組項目として使用料制度の見直しが必要な状況です。

経営基盤の強化の観点から、使用料改定の目標としては経費回収率 100%が望ましいですが、使用者の負担が著しく大きくなることや、同一サービスである公共下水道事業の使用料との間に格差を設定することは適当ではないとの観点から、使用料の改定については公共下水道の改定と同様とし、不足分は農業集落排水事業の事業継続に必要なものとして一般会計繰入金（基準外）で補填するものとします。

なお、本経営戦略における収支計画等については、公共下水道事業と同様、令和 9 年度に上記改定を行うものと仮定し、公共下水道事業における改定率で試算しています。

有収水量に上記で想定した改定後の使用料単価を乗じて使用料収入を予測すると図-10 のとおりとなり、計画期間末（令和 16 年度）の使用料収入は、改定前の約 42 百万円から、改定後に約 59 百万円となり、約 17 百万円の増収が見込まれます。



※参考 計画期間末（令和 16 年度）に経費回収率を 100%とするためには、使用料単価は現行単価の 1.8 倍の改定が必要となる見込みです

## 7. 財政収支の見通し

---

財政収支の見通しについては、26、27 ページの「投資・財政計画（収支計画）」に示しています。

計画期間末（令和 16 年度）においては、使用料改定などの取り組みの効果により、一定の経営改善は図れるものの、一般会計からの繰入金に依存した経営状況が続きます。

なお、使用料収入等の考え方は以下のとおりです。

### （1）使用料収入

水洗化人口の減少の影響はありますが、使用料改定により、令和 16 年度の使用料収入を現状より増加する約 59 百万円と見込みました。

### （2）維持管理費（営業費用）

維持管理費等については職員給与費を代表とした固定費（有収水量に関わらず一定と考えられる費用）、動力費を代表とした変動費（有収水量に応じて変動すると考えられる費用）に分け、物価上昇を反映して将来額を見込みました。

### （3）建設改良費

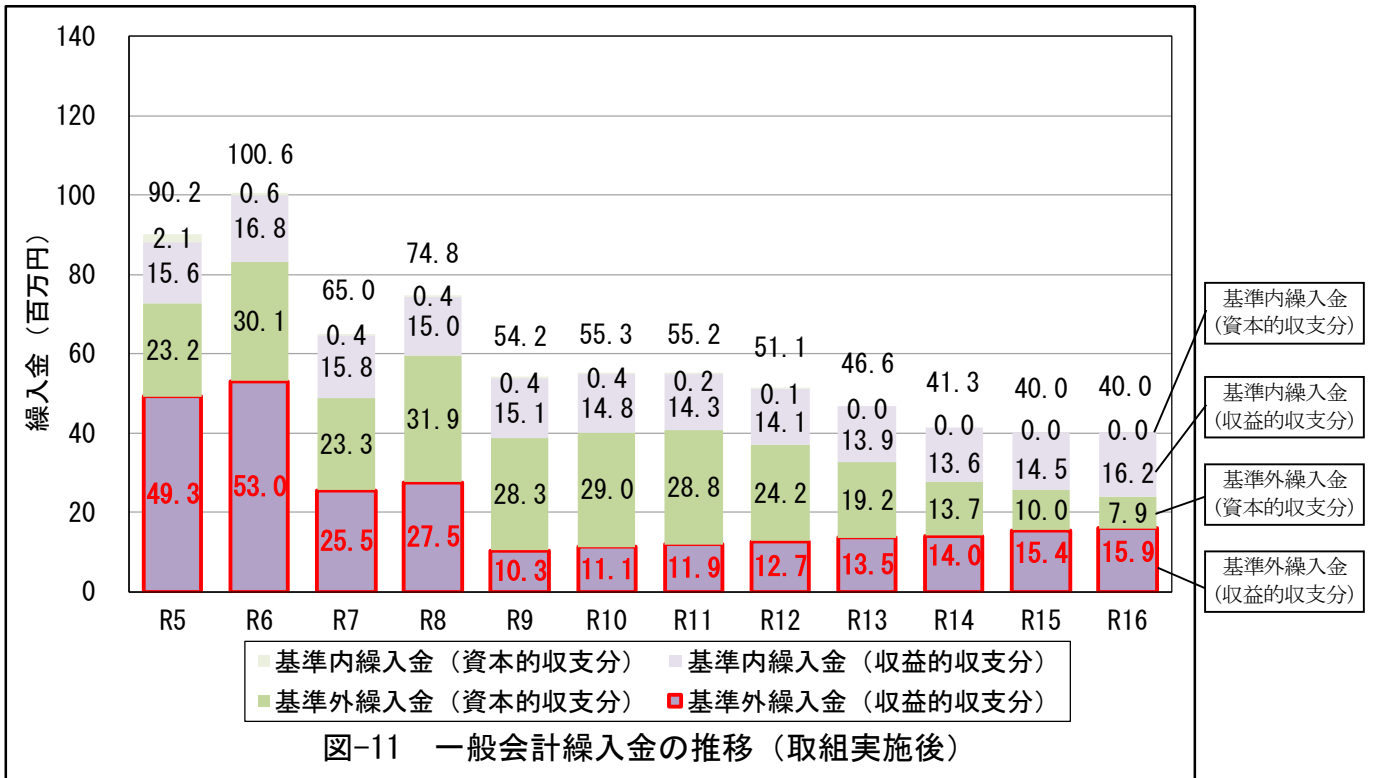
最適整備構想に基づく老朽化施設の更新化事業に必要な経費を見込みました。処理場の更新化は事業の継続のため引き続き段階的に進めていきますが、今後の施設の更新にあたっては、各施設における将来の水洗化人口の見込みや施設利用率を考慮して必要に応じてダウンサイジングを検討します。

なお、建設改良費においても、物価上昇を反映しています。

#### (4) 一般会計繰入金

基準内繰入金の算定根拠は「地方公営企業繰出金について」によるものとし、基準外繰入金の算定根拠は収益的収支及び資本的収支において不足する額を補填する額とします。

ただし、実際の各年度における繰入の額は企業債元金、企業債利息、資本的収支の自己財源分及び総係費の合計額を上限としております。



#### (5) その他

表-7の未反映及び今後検討予定の取組項目についても検討し、建設改良費及び維持管理費等の支出削減に努めます。

## 8. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

### (1) 事後検証、改定等に関する事項

総務省公表の経営戦略策定ガイドラインにおいて、「改定に当たっては、経営戦略に基づく取組における毎年度の進捗管理と一定期間（3～5年毎）の成果を検証・評価した上で行い、より質の高い経営戦略にすること。」とされています。

PDCAサイクルの確立を通じて計画的経営を実現するとともに、将来にわたって安定的に質の高いサービスの提供体制を確保していくことが責務と考え、検討した経営分析や収支計画について、毎年度実績と比較を行い、5年ごとの中期スパンにおいて経営戦略の再検討を行います。ただし、経営環境に大きな変化が生じた時は直ちに改定します。



図-12 PDCA サイクル



## (2) モニタリング指標の設定

本計画の達成度の検証・評価は本計画の改定時に行うものとし、令和 11 年度の経営戦略改定検討時に検証できるよう令和 10 年度を中間年とし、計画期間末の令和 16 年度とともにモニタリング目標を設定します。

表-8 モニタリング指標の設定

経費指標		実績値	中間	期間末	備考
		R5年度	R10年度	R16年度	
経費回収率	%	66.2	80%以上	80%以上	重点モニタリング指標
使用料単価	円/m <sup>3</sup>	99.2	132.0	132.0	
汚水処理原価	円/m <sup>3</sup>	183.4	184.8	199.3	
汚水処理原価 (公費負担分を除く)	円/m <sup>3</sup>	150.0	152.3	163.1	
水洗化率	%	88.7	90.5	92.0	

※各指標は表-6 の取組項目を実施することを想定した目標値です。

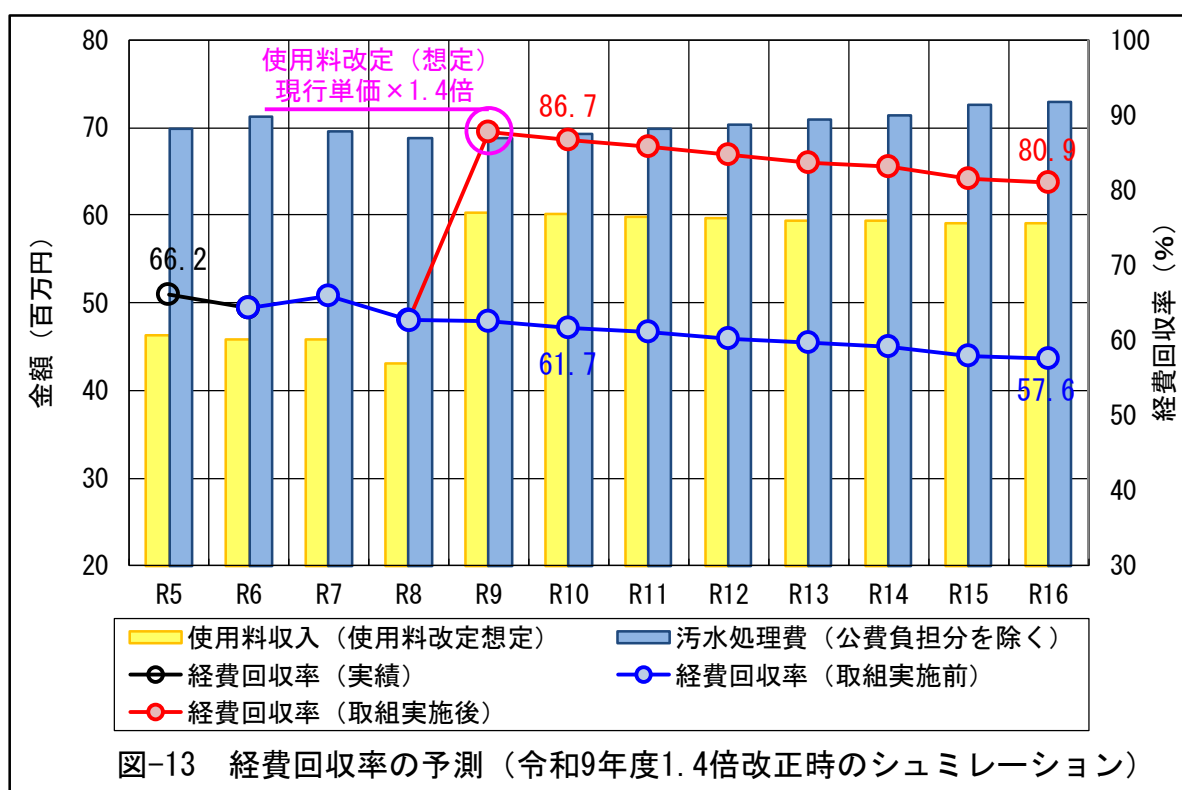
➤重点となるモニタリング指標：経費回収率

「経営基盤強化への取組」を実施することにより、経費回収率を令和5年度の66.2%から、令和16年度までに80.0%以上へ引き上げます。

**経費回収率目標**

令和5年度 (現況)		令和10年度 (中間目標)		令和16年度 (期間末目標)
66.2%	→	80.0%以上	→	80.0%以上

使用料改定を含む「経営基盤強化への取組」を踏まえて経費回収率を予測すると図-13のとおりとなり、計画期間末（令和16年度）の経費回収率は、取組実施前の約57.6%から、取組実施後に約80.9%となり、約23.3%の向上が図られます。



### (3) 経費回収率の向上に向けたロードマップ

経費回収率の向上に向けて、使用料改定に取り組みます。

表-9 経費回収率の向上に向けたロードマップ

項目		R6	計画期間											
			R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16		
経営戦略計画期間														
経営戦略の改定		○					○							○
収入増加のための取組	使用料改定の検討													
	使用料改定				○									
	水洗化率の向上													
支出抑制のための取組	経費の節減													
	口座振替の促進													
	最適整備構想の実施													
	建設コスト縮減													
	設計等委託方法の適正化													
共通事項	人材育成													
	周辺自治体との情報交換													
経費回収率（使用料改定等を考慮）						80%								80%

投資・財政計画(使用料改定を想定)  
(収支計画)

(単位:千円,%)

区 分		年 度		本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
		前々年度 (決算)	前年度 〔決算〕											
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	45,665	46,288	46,145	45,818	43,093	51,597	51,433	51,226	51,020	50,855	59,310	59,069	59,021
	(1) 料金収入	45,640	46,268	45,791	45,818	43,093	51,597	51,433	51,226	51,020	50,855	59,310	59,069	59,021
	(2) 受託工事収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) その他の	25	20	354	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 営業外収益	165,077	179,941	185,679	158,050	162,425	156,448	159,286	160,386	163,568	166,693	160,973	165,046	167,048
	(1) 補助金	38,890	64,866	69,829	41,250	42,483	34,126	34,568	34,766	35,377	35,982	27,605	29,956	32,079
	他会計補助金	38,890	64,866	69,829	41,250	42,483	34,126	34,568	34,766	35,377	35,982	27,605	29,956	32,079
	その他補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長期前受金戻入	125,270	114,494	115,845	116,795	119,937	122,317	124,713	125,615	128,186	130,706	133,363	135,085	134,964
	(3) その他の	917	581	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	収入計 (C)	210,742	226,229	231,824	203,868	205,518	208,045	210,719	211,612	214,588	217,548	220,283	224,115	226,069
	1. 営業費用	192,203	191,994	200,737	199,788	201,863	204,898	207,910	209,275	212,525	215,665	218,497	222,311	224,214
	(1) 職員給与	6,251	5,832	6,142	6,142	7,200	7,300	7,400	7,400	7,500	7,600	7,600	7,700	7,700
	基本給	6,251	5,832	6,142	6,142	7,200	7,300	7,400	7,400	7,500	7,600	7,600	7,700	7,700
	退職給付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2) 経費	56,624	60,239	66,955	61,200	62,300	63,300	63,800	64,300	64,800	65,300	65,700	66,800	67,200	
動力費	16,741	13,925	17,222	17,900	18,200	18,400	18,500	18,600	18,700	18,800	18,900	19,200	19,200	
繕修費	3,095	2,049	2,047	2,600	2,700	2,700	2,700	2,800	2,800	2,800	2,800	2,900	2,900	
材料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の	36,788	44,265	47,686	40,700	41,400	42,200	42,600	42,900	43,300	43,700	44,000	44,700	45,100	
(3) 減価償却費	129,328	125,923	127,640	132,446	132,363	134,298	136,710	137,575	140,225	142,765	145,197	147,811	149,314	
2. 営業外費用	9,558	9,897	5,035	4,080	3,655	3,147	2,809	2,337	2,063	1,883	1,786	1,804	1,855	
(1) 支払利息	7,787	6,123	5,034	4,080	3,655	3,147	2,809	2,337	2,063	1,883	1,786	1,804	1,855	
(2) その他の	1,771	3,774	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
支出計 (D)	201,761	201,891	205,772	203,868	205,518	208,045	210,719	211,612	214,588	217,548	220,283	224,115	226,069	
経常損益 (C)-(D) (E)	8,981	24,338	26,052	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特別利益 (F)	0	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特別損失 (G)	596	38	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特別損益 (F)-(G) (H)	△ 596	△ 37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)	8,385	24,301	26,052	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	8,385	32,686	58,738	58,738	58,738	58,738	58,738	58,738	58,738	58,738	58,738	58,738	58,738	
流動資産 (J)	161,359	142,680	134,457	134,462	134,008	135,425	135,398	135,363	135,329	135,301	136,710	136,670	136,662	
うち未収金	56,453	41,907	7,632	7,637	7,183	8,600	8,573	8,538	8,504	8,476	9,885	9,845	9,837	
流動負債 (K)	151,516	123,702	113,035	118,031	114,010	114,025	114,431	109,802	104,666	98,926	96,192	95,715	95,921	
うち建設改良費分	57,755	51,361	41,120	46,116	42,095	42,110	42,516	37,887	32,751	27,011	24,277	23,800	24,006	
うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち未払金	93,288	71,915	71,915	71,915	71,915	71,915	71,915	71,915	71,915	71,915	71,915	71,915	71,915	
累積欠損金比率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )														
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)	45,665	46,288	46,145	45,818	43,093	51,597	51,433	51,226	51,020	50,855	59,310	59,069	59,021	
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法施行令第17条により算定した事業の規 (P)	45,665	46,288	46,145	45,818	43,093	51,597	51,433	51,226	51,020	50,855	59,310	59,069	59,021	
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

投資・財政計画(使用料改定を想定)  
(収支計画)

(単位:千円)

年 度 区 分		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	
資本的 収入	1. 企業債	29,400	25,400	32,500	32,800	22,000	22,500	8,400	25,100	25,300	25,500	25,700	25,900	26,100	
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 他会計補助金	53,008	25,285	30,787	23,706	32,273	28,742	29,382	29,021	24,281	19,192	13,659	10,015	7,895	
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	6. 国(都道府県)補助金	52,416	37,888	53,760	51,200	34,400	35,100	13,200	39,100	39,500	39,700	40,100	40,400	40,700	
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8. 工事負担金	708	1,062	826	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	
	9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計 (A)	135,532	89,635	117,873	108,406	89,373	87,042	51,682	93,921	89,781	85,092	80,159	77,015	75,395	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	純計 (A)-(B) (C)	135,532	89,635	117,873	108,406	89,373	87,042	51,682	93,921	89,781	85,092	80,159	77,015	75,395	
	資本的 支出	1. 建設改良費	88,174	68,864	91,000	86,000	57,700	59,000	22,300	65,700	66,300	66,800	67,400	67,900	68,400
		うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 企業債償還金	63,103	57,755	51,366	41,120	46,116	42,095	42,110	42,516	37,887	32,751	27,011	24,277	23,800
		3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. 他会計への支出金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5. その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (D)	151,277	126,619	142,366	127,120	103,816	101,095	64,410	108,216	104,187	99,551	94,411	92,177	92,200		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	15,745	36,984	24,493	18,714	14,443	14,053	12,728	14,295	14,406	14,459	14,252	15,162	16,805		
補填 財源	1. 損益勘定留保資金	5,869	11,736	11,795	15,651	12,426	11,981	11,997	11,960	12,039	12,059	11,834	12,726	14,350	
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	4. その他	9,876	25,248	12,698	3,063	2,017	2,072	731	2,335	2,367	2,400	2,418	2,436	2,455	
計 (F)	15,745	36,984	24,493	18,714	14,443	14,053	12,728	14,295	14,406	14,459	14,252	15,162	16,805		
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
他会計借入金残高 (G)															
企業債残高 (H)	382,287	349,932	331,066	322,746	298,630	279,035	245,325	227,909	215,322	208,071	206,760	208,383	210,683		

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的 収支分		38,890	64,866	69,829	41,250	42,483	34,126	34,568	34,766	35,377	35,982	27,605	29,956	32,079
	うち基準内繰入金	6,568	15,616	16,837	15,767	14,976	15,128	14,806	14,297	14,102	13,942	13,620	14,530	16,205
	うち基準外繰入金	32,322	49,250	52,992	25,483	27,507	18,998	19,762	20,469	21,275	22,040	13,985	15,426	15,874
資本的 収支分		53,008	25,285	30,787	23,706	32,273	28,742	29,382	29,021	24,281	19,192	13,659	10,015	7,895
	うち基準内繰入金	3,343	2,070	649	412	412	412	358	213	65	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	49,665	23,215	30,138	23,294	31,861	28,330	29,024	28,808	24,216	19,192	13,659	10,015	7,895
合 計		91,898	90,151	100,616	64,956	74,756	62,868	63,950	63,787	59,658	55,174	41,264	39,971	39,974